

食品による薬物中毒事案に対する 食品安全委員会の対応について

平成20年3月24日

情報・緊急時対応課作成

食品安全委員会の対応についての経緯

H20 1/30

食品安全委員会は、厚生労働省より本事案の第1報を受理。対応をスタート。

1/30(水)

食品安全委員会のホームページにおいて、関係機関、関係事業者のホームページにリンクを貼るとともに、メタミドホスについての概要をとりまとめ提供した。

1/31(木)

・「食の安全ダイヤル」、「食品安全モニター報告」において、本事案に関連する国民からの問い合わせ等に対応した。
・食品安全委員会第224回会合において、本事案の状況を報告した。

2/5(火)

ジクロロボスについての概要をとりまとめ、直ちに食品安全委員会のホームページに掲載するとともに、メタミドホスについての科学的知見等をとりまとめた「ハザード情報シート」を公開した。

2/7(木)

食品安全委員会第225回会合において、食品による薬物中毒事案に関する関係省庁連絡会議資料に基づき、本事案の状況等について報告した。

2/8(金)

食品安全委員会のホームページに、ジクロロボスについての科学的知見等をとりまとめた「ハザード情報シート」を公開した。

2/14(木)

食品安全委員会第226回会合において、厚生労働省から依頼されたメタミドホスの食品健康影響評価について、調査審議を開始した。

3/6(木)

食品安全委員会第229回会合においは、2月27日に開催された第36回農薬専門調査会幹事会における審議結果が審議された。その結果、広く国民の皆様から御意見・情報を募った上で、食品安全委員会に報告することとなった。

1/30 深夜
関係省庁局長会議
(食品安全委員会事務局出席)
1/31
関係閣僚会合
(食品安全担当大臣出席)

本事案についての分析・初動対応の判断

基本要綱※に定める緊急事態等

食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するとき。具体的には、

- ① 被害が大規模又は広範であり、かつ、食品安全委員会及びリスク管理機関の相互間において対応の調整を要する場合、
- ② 科学的知見が十分ではない原因による被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合、
- ③ ①又は②以外で、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる場合

※「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定）第4の4に基づく緊急時対応マニュアルとしての「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省（食安委、厚労、農水、環境）申合せ）

情報の分析

- 薬物混入の原因究明や製品回収等、リスク管理措置が重点となっていて、食品安全委員会とリスク管理機関の調整の必要性は小さいと考えられた
- メタミドホスによる中毒であることが明らかであり、メタミドホスは既に毒性など相当の科学的知見があると考えられた（その後、社会的反響を踏まえ、厚生労働省の諮問を受け緊急にリスク評価を開始）
- 社会的反響が大きく、食品安全問題にとどまらず国民生活に関わる重要な問題と考えられた
○報道後、食品安全に対する不安感が増大した

初動対応の決定

本事案は、①、②には該当しないものの、③として基本要綱等に沿った対応も考えられること、また、リスク管理機関から対策本部設置に関する要請がなかったことを踏まえ、**食品安全委員会としては、情報・緊急時対応課に情報の一元化を図るなど、情報の集約体制を整えるとともに、本件に関する情報提供を行うなどの対応をとることとした。**

食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合」の開催

1月30日の夜、31日の朝に「食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合」を開催することが決定された。本事案については、消費者の安全という観点で政府全体として幅広く取り組む枠組みが新たに設けられたことを受け、食品安全委員会も本枠組みの中で対応することとした。

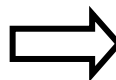
本事案に対する食品安全委員会の対応から 得られた課題と今後の対応案について

緊急時対応訓練等をとおり、緊急時対応体制の強化を図っていたところであり、ハザードに関する情報収集、情報提供など、迅速な対応をとることができたが、以下の課題が抽出された。

【抽出された課題】

【対応案】

① 委員以下、内部での効果的・効率的な共有体制を検討する必要がある。



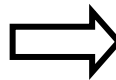
委員、関係専門委員、事務局職員等が閲覧することのできる共通の掲示板の開設。

② 自治体等外部と情報を共有する必要がある。



委員会から情報発信していることを自治体等に迅速に周知する。

③ 提供した情報を随時フォローアップすることが必要である。



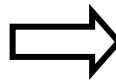
情報を迅速に更新できるよう関係機関との連携体制を強化する。

④ 専門委員にメディア対応の協力要請を行う必要がある。



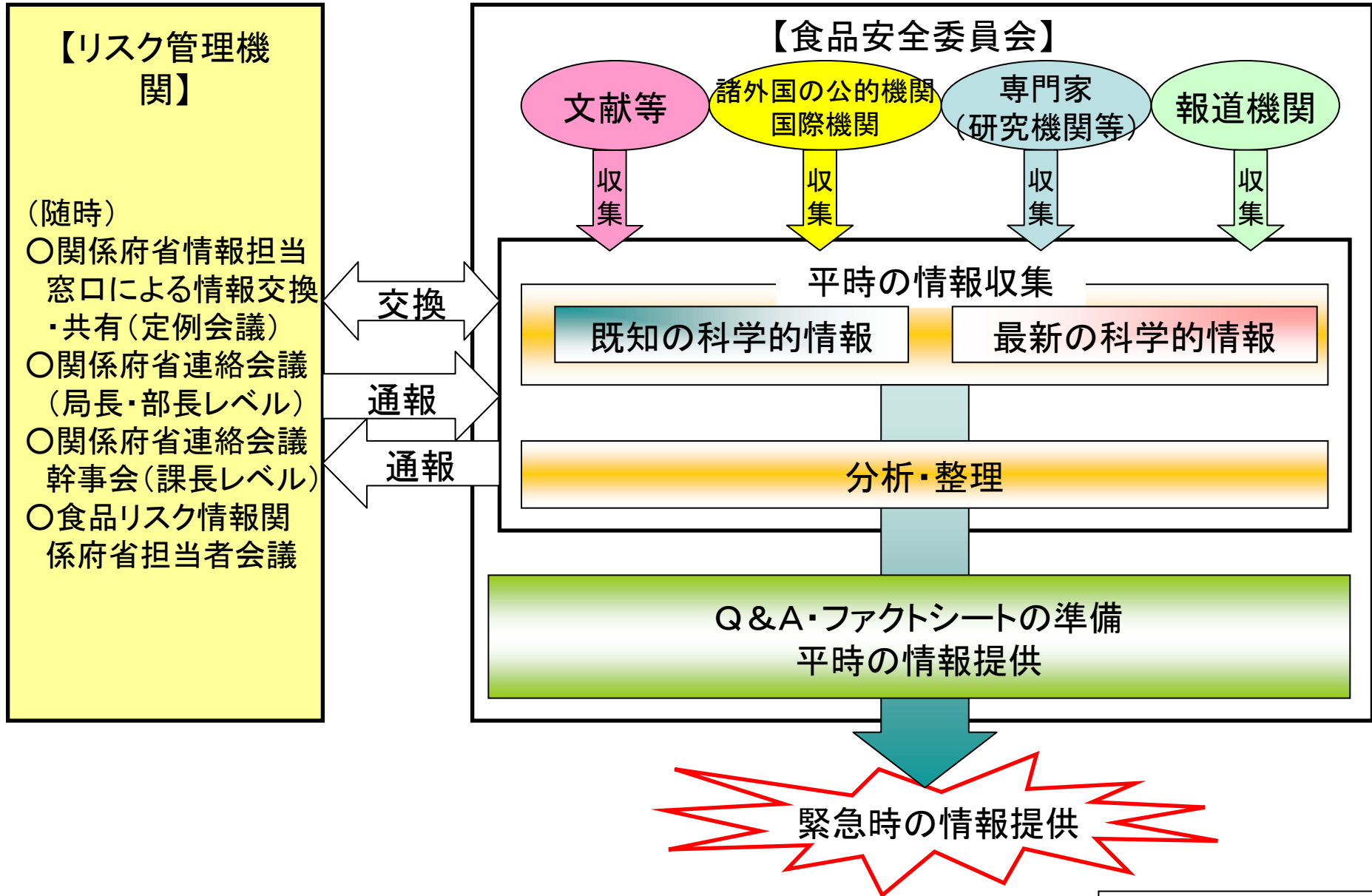
緊急事態に協力要請を行うことがあることを専門委員に周知する。

⑤ 「食の安全ダイヤル」など土日における問い合わせに対しても適切に対応できるようにする必要がある。



担当者以外でも適切に対応できるように、「対応マニュアル」などを作成する。

情報の収集と分析について



食品安全委員会の「情報提供」について

平時からの情報収集・分析の充実

食品安全委員会からの情報提供

<判断要素>

- ・被害状況
(発症数・死亡者数)
- ・被害拡大の可能性
(複数県での発生等)
- ・原因・感染経路の特徴
- ・リスク管理機関の動き
- ・期待する効果 等

早い段階から提供する

期待する効果(健康被害及び風評被害の拡大防止など)
が最大限得られると思われる時期に提供する

発生している事象に関する情報

- ・既知の科学的知見
- ・リスク管理機関の対応状況
- ・一般的注意事項 等

- ・Q&A
- ・委員会からのお知らせ
- ・各リスク管理機関とのリンク

食品安全委員会の知見を含めた情報

- ・最新の科学的知見
- ・発生している事象に関する科学的分析を加えた情報
- ・国民に対する注意喚起 等

<作成時の留意点>

- ・目的を明確にする
 - ①誰に伝えたいか
 - ②何を伝えたいか
 - ・内容を精査する
 - ①新しい科学的知見を含むものか
 - ②蓄積された情報を整理し提供するものか
 - ③国民に対するメッセージ性はあるか
- ・委員長談話
- ・委員会の考え方